

ガラス飛散防止フィルムの貼替えに関する指針

1. 目的

建築物の窓ガラスに貼付されたガラス飛散防止フィルムを貼替えるにあたり、必要とされる飛散防止性能を有するか否かを検討するための試験項目、方法、判定基準を定めるものです。

2. ガラス飛散防止フィルムの耐久性について

- 1) ここで規定するガラス飛散防止フィルムとは、JIS A 5759に定める種類のことを指します。
- 2) ガラス飛散防止フィルムは、内貼り用が基本です。
- 3) ガラス飛散防止フィルムの性能

ガラスは、地震などの災害時に発生するサッシの変形、人体衝突による衝撃などによって破損し、凶器となって飛散・落下します。このようなガラスの飛散・落下を防止するためには、ガラス飛散防止フィルムのガラスに対する粘着力および基材の強度・伸びが規格値以内であることが必要となります。

3. ガラス飛散防止フィルムの耐久性について

ガラス飛散防止フィルムは、プラスチックフィルム基材に粘着剤が塗布された構造を有し、主に有機材料によって構成されています。

これらの材料は、太陽光線の紫外線や近赤外線などによって経時で劣化します。

劣化の程度については、施工された方位などの環境条件により異なります。

よって一様に耐久性を論じることはできませんが、今までの実績から判断して10年以上経過したものは、十分なガラス飛散防止性能が期待できない場合があります。

4. ガラス飛散防止フィルムの貼り替えの適切な時期について

施工後、10年以上経過したものについては、貼り替えをお勧めします。

なお、10年という一定年限は、保証値ではなくあくまで判断基準です。

項目3.で記しましたように、施工された方位などの環境条件によって劣化の程度が異なりますので、施工後10年未満のフィルムについても、項目5.に記載された内容に従って貼り替えの必要性を判断してください。

5. 試験方法・判定基準

試験方法・判定基準とも、JIS A 5759に従うものとします。

試験項目	試験方法	判定基準
外 観	耐候性試験後の目視検査	膨れ、びび割れ、端のはがれなどの異常がないこと。
ガラスに対するフィルムの粘着力	粘着力試験	4N/25mm幅以上
フィルムの引張り強さ及び伸び	引張強さ及び伸び試験	引張強さ 100N/25mm幅以上 伸び 60%/25mm幅以上

<注>

JIS A 5759(建築窓ガラス用フィルム)には、建物の窓ガラスにフィルムが施工されている状態での試験方法は、規定されていません。そのため、現場の状況に合わせた試験方法が必要になります。

特に粘着力試験では、JISで規定された試験機を現場に持ち込むことが出来ません。従って、現場で適用する試験方法は、JISで規定する試験方法と以下の点で異なります。

試験方法	現場での試験方法	JIS A 5759
耐候性試験後の目視検査	試験環境 温度・湿度:現場	試験環境:標準状態 温度:23±2℃
粘着力試験	試験環境 温度・湿度:現場	試験環境:標準状態 温度:23±2℃、湿度:50±5%
	試験機 プッシュプルゲージ	試験機JIS B 7721で規定する 引張試験機
引張強さ及び伸び試験	試験片:現場で剥がしたもの ただし、試験は試験片を 持ち帰り、JISに従って行なう。	試験片:未使用のもの (ガラスにはり付けていないもの)



日本ウインドウ・フィルム工業会

1992年5月制定、2007年改訂、2018年7月改訂